

事件報道から学ぶ（詐欺被害未然防止）

今朝（3月10日）の読売新聞オンラインで次のような記事を見つけました。

見出しには、「使い方も分からず電子ギフト券買おうとする男性、留学生2人が声かけて救う…警察署長『意義大きい』」とあり、何事かなと思いました。記事の内容は、「佐賀県鳥栖署は8日、詐欺被害を未然に防いだとして、コンビニ店『セブンイレブン鳥栖立石町店』の女性店員（29）、いずれもネパール出身の専門学校生でアルバイト店員2人、『セブンイレブン鳥栖本鳥栖町店』の男性店員（33）に感謝状を贈った。

同署などによると、留学生2人は2月15日夕、電子ギフト券を購入しようとする同県鳥栖市内の男性（70歳代）に声をかけた。利用方法も分からず購入しようとしていたため、相談を受けた女性店員が警察に通報した。

男性店員は同1日午後、来店した市内の女性（40歳代）が3万円分の電子ギフト券を購入、『振り込みに使う』などと説明したため、女性を説得して被害を防いだ。

田中署長から感謝状を受け取った留学生2人は『人助けができてうれしい』、男性店員は『これからも詐欺被害を防げるよう積極的に声をかけていきたい』と話した。

田中署長は『留学生の方が声掛けをしてくれた意義は大きい、更に詐欺防止の裾野を広げたい』と話した。」というものです

前者は、コンビニに来た高齢男性が電子ギフト券を購入しようとするものの、勝手が分からず右往左往している様子に不審を感じたアルバイト中のネパール人留学生の声かけが被害を防ぎ、後者は、コンビニで3万円の電子ギフト券を購入し振り込みに使おうとした女性を、もしかして詐欺に利用されるのではと感じた男性店員の説得により振り込みを思いとどまらせ被害を防いだというものです。さりげない留学生の一声と機転をきかせた女性店員との連携、日ごろから詐欺被害防止に感覚を研ぎ澄ませていた男性店員の意識が見事に功を奏した善行記事であります。

さて、本件で詐欺の手段に使われようとした電子ギフト券ですが、コンビニで購入しようとした電子ギフト券ですので、「カードタイプ」か「シートタイプ」のどちらかだと思います。

「カードタイプ」はコンビニの商品棚に並んでおり、その中から必要な金額のカード（カード券面に16桁の番号あり）を選んでレジで精算（入金）すると、カードの価値（利用可能金額）が運営会社のサーバに管理され、利用可能となります。

「シートタイプ」は店舗内にあるマルチメディア端末を操作すると、希望の金額が印刷された紙が発行されます。その紙（16桁の番号あり）を同様にレジで精算し、利用可能となります。カードレスの電子ギフト券の場合、スマホ等によりそれぞれの会社が運営しているオンラインのショッピングサイトなどにログインし、アカウント（権利）登録を行います。

そのアカウントにギフトコードと呼ばれるギフト券を購入すると必ず付いてくる 16 桁の文字や数字（管理番号）が入力されると、事前に発行会社の管理するサーバにチャージ(入金)されたお金が支払われる仕組みになっています。つまり、決済は相手にこの管理番号が伝わることで行われます。

即ち、この 16 桁の管理番号に価値があり、善意の第三者にプレゼントとして送って使ってもらうのが本来の目的ですが、悪意のある者に知られてしまうと大きなリスクがあります。

悪質業者は、カードの管理番号を入手するや、これを売却処分することを狙っています。

本事例のコンビニで電子ギフト券を購入、あるいは購入しようとした被害者が、どのような誘導を受け、何を信じ込んでしまったかは不明ではありますが、警察が詐欺未遂と認定していることからして、「業者に不法な料金を請求され、その支払い手段としてサーバ型電子ギフト券の購入を指示され、要求されるままにカードに記載された管理番号を伝えようとしていた」ことは想像に難くありません。カードに記載された管理番号を相手に伝えることは、取りも直さず購入したカードの価値を相手に渡したことと同じことになるからです。

この管理番号は、相手のメールアドレスへの送信のほか、電話やファクスでの通知も可能であり、相手は管理番号を入手次第、料金の決済をスマホ等の画面上で瞬時に行えるのです。

国民生活センターに寄せられた電子ギフト券の購入をめぐる相談としては、有料サイトの料金支払いに関するもの、例えば「スマホに身に覚えのない有料サイトの料金を請求するメールが届いたので心配になった。メールを送ってきた業者に電話をしたところ、『約 5 0 万円の未納料金がある。今日中に支払わないと裁判にする』と言われ怖くなった。」などという事例が多いとのこと。

そこでこうした電子ギフト券をめぐる詐欺被害に遭わないためには、次の事に注意してください。

- 覚えのない請求等に簡単に返信したり連絡しない

詐欺業者からのメールなどに返信したり、電話をかけることは自分のメールアドレスや電話番号等の個人情報を教えてしまうことになります。

- 他人から言われて電子ギフト券を購入したり、カード番号を伝えたりしない

業者がプリペイドカードや電子ギフト券を購入するよう指示してきた場合、その業者は悪質業者である可能性が高いです。こうした誘いには乗らないようにしましょう。

もし、番号等を伝えてしまった場合には、以下の通りにしてください。

- 早急にカードの発行会社に連絡する

カードを購入したことを証明するレシートなどを手元に用意したうえで、カードの発行会社に連絡し、対処を依頼しましょう。

- 最寄りの消費者センター等に相談する

商品等の売買に係る決済サービスは多様化しており、消費者は多くの支払い手段の中から支払い方法を選択できるようになりました。その分、決済に関するトラブルも様々なタイプのものが生じ、個人の力では及ばないものがあります。そうした時こそ日ごろの活動で知見を積んでいる専門家の力を借りましょう。